

「ゆうやけベリー」ブランド確立事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県オリジナル品種「ゆうやけベリー」の生産にあたり、福島市が定める生産・販売方針に基づき取り組む生産者に対して栽培環境整備費用の一部を補助することで、高品質かつ安定的な生産を推進し、当該品種を福島市の主力品種とすべくブランド確立を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金による取組については、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付対象者及び交付要件等）

第2条 交付対象者、交付要件、補助対象経費及び補助率等については別表に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（申請の様式等）

第3条 要綱第3条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、「ゆうやけベリー」ブランド確立事業補助金交付申請に係る同意書（第1号様式）とする。

（事業の成果目標）

第4条 本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を事業実施計画書（第2号様式）に定め、市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第5条 要綱第5条の規定により交付決定を受けた補助事業者について、補助金の増額を伴う変更は1補助事業者につき1回限りとする。

（概算払）

第6条 規則第17条第1項の規定により、市長は、必要があると認めるときは、この要領に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。ただし、概算払により交付することができる補助金額は、当初申請において交付決定した額の8/10以内とし、補助事業者が補助金の増額を伴う変更の手続きを行った場合は、増額分については概算払に算定しないものとする。

（事業の成果報告）

第7条 補助事業者は、事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（第3号様式）を作成し、翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第20条第1項において市長が定める当該事業に係る財産の処分の制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で規定する耐用年数とする。

(その他)

第9条 この要領に定めることのほか事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

| | |
|---------------|--|
| 交付対象者 | 「ゆうやけベリー」を生産・販売する市内農業者であること。 |
| 交付要件 | 次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 「ゆうやけベリー」の生産にあたり、福島県から選定された農業者であること。 (2) 前年から「ゆうやけベリー」作付面積を拡大していること。 (3) 納税義務を果たしていること。 (4) 国・県並びに農業者団体等の施策等と重複申請でないこと。 (5) 園芸施設共済等の保険制度に加入している又は加入予定であること。 |
| 補助対象経費 (※) | (1) 生産基盤整備に係る施設の導入費用 (2) 高品質生産、単収増加、省力化に資する機械等の導入費用 ※ 補助対象経費には、施設、機械の設置費用を含むこととする。ただし、消費税の額を除くものとする。 |
| 補助率・上限額 | 補助率については補助対象経費の3分の1とし、上限額については一人当たり500万円とする。 |
| 備考 | 事業実施年度における補助は1経営体に対し1回のみとする。 |